

# 福島県バスケットボール協会

## 審判委員会会則

- 第1条 本委員会は福島県バスケットボール協会審判委員会（以下、本会）と称する。
- 第2条 本会は、本県バスケットボール審判員の技術向上と各大会における審判業務の円滑な運営及び、バスケットボールの発展に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。  
1 審判講習会の運営  
2 各種大会派遣審判員の推薦  
3 その他本会の目的を達成するために必要な項目
- 第4条 本会は、日本バスケットボール協会公認審判員（以下、日本公認）及び福島県バスケットボール協会公認審判員（以下、県公認）によって構成する。
- 第5条 本会は次の役員を置く。役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。  
1 委員長1名 2 副委員長1名 3 各地区審判長5名  
4 各連盟審判長8名（ミニ連、中学生連、高体連、大学連、クラブ連、実業団連、知的、車椅子） 5 総務若干名  
但し、委員長が認めた時には副委員長を2名置くことができる。
- 第6条 委員長、副委員長は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。総務は委員長が推薦委嘱した者とする。各地区・各種別審判長はそれぞれから推薦された者とする。
- 第7条 役員の任務は次の通りとする。  
1 委員長は、審判委員会を代表し会務を総括する。  
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはこれを代行する。  
3 地区審判長は、各地区に関すること及び地元開催大会・講習会の運営を行う。  
4 各種別審判長は、各種別大会の運営に関すること及び上級審判候補者の推薦を行う。  
5 総務は、委員会を補佐し庶務・渉外・会計を担当する。
- 第8条 本会の定例会議は、正副委員長、地区審判長、総務で開催し、必要事項について審議する。また、年1回全体会議を開催し、会務の報告、予算・決算の審議ならびに事業に関する協議を行う。
- 第9条 本会は、審判審査委員会と密接な連絡を持ち、未公認審判員を県公認に推薦する。また、県公認を日本公認に推薦する。
- 第10条 本会の経費は、県協会からの運営費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第11条 委員長は、定例会議にはかり本会の運営上に必要な細則を設けることができる。

### 付 則

この会則は、平成23年4月1日から施行される。